

長建協発第491号
平成25年3月27日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

長崎県建設工事標準請負契約書（平成22年12月3日長崎県告示第986号）につきまして、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）の一部改正が平成25年3月4日に告示（財務省告示第64号）され、平成25年4月1日から遅延利息が現行の年3.1%から年3.0%になることに伴い、関係条文が改められました。

また、国土交通省において、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、公正取引委員会から、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）に基づく改善措置要求等を受けたことを踏まえ、平成24年10月17日付け「当面の再発防止対策について」により直ちに実施すべき対策が緊急的に取りまとめられ、当該対策に関する具体的措置として、工事における談合等不正行為があった場合の違約金条項が改正されたため、長崎県においても、未然の防止対策として、同様の改正が行われました。

つきましては、標記について、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、平成25年4月1日以後に契約締結する建設工事から施行されますことと、平成25年3月31日以前に締結した契約及び当該契約の同日以後に締結される変更契約については、従前の例によることとなっております旨、申し添えます。

追って、同改正に伴い、注文書の「履行遅滞の遅延利息」と「過払の返還利息」の%欄が平成25年4月1日より「3.0」となりましたのでご訂正方よろしくお願い申し上げます。